

- 当病院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料に関する事項

- 地域包括ケア病棟入院料 1 を算定しています

当地域包括ケア病棟では、1 日に 6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

夕方 17 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。

- 療養病棟入院料 1 を算定しています

当療養病棟では、1 日に 5 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、1 日に 5 人以上の看護補助職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。看護補助職員 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。

夕方 17 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 28 人以内です。看護補助職員 1 人当たりの受け持ち数は 28 人以内です。

2. 中国四国厚生局 山口事務所への届出に関する事項

□ 基本診療料の施設基準

- 療養病棟入院基本料
- 地域包括ケア病棟入院料 1
- 療養病棟療養環境加算 1
- 医療安全対策加算 2
- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 認知症ケア加算
- 感染対策向上加算 3
- 診療録管理体制加算 3
- 患者サポート体制充実加算
- データ提出加算
- 入退院支援加算
- 機能強化加算
- 医療 DX 推進体制整備加算

□ 特掲診療料の施設基準

- 外来・在宅ベースアップ評価料 I
- 入院ベースアップ評価料 26
- ニコチン依存症管理料
- 別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の (1) に規定する在宅療養支援病院
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅時医学総合管理料の注 15（施設入居時等医学総合管理料の注 5 の規定により準用する場合を含む。）及び在宅がん医療総合診療料の注 9 に規定する在宅医療情報連携加算
- 在宅がん医療総合診療料
- CT 撮影及び MRI 撮影
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）

□ 入院時食事療養について

当病院は、入院時食事療養（Ⅰ）／生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

1 食あたりの負担額

区分		食費	生活療養費
①	一般の方	510円	370円
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	240円	
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方	110円	

3. 明細書の発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。なお明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は、事前にお申し出ください。

4. 患者相談窓口の設置について

当院では、医療有資格者、医療安全管理者等による相談及び支援を受けることができます。診療内容に関すること、医療費に関すること、職員の接遇に関すること、退院後のこと、色々な相談等、患者さんの立場に立ち、院内の各部署や院外の医療・介護関係者と連絡を取り合い、問題解決のためのお手伝いをさせていただきます。

ご相談は、患者さん、ご家族等どなたでも可能です。また相談されたことにより不利益を受ける事はなく、プライバシーの保護を遵守します。詳しくは、1階患者相談窓口へおたずねください。

5. 保険外負担に関する事項

□ 特別の療養環境の提供について（税込）

（室料差額料金 1 日につき）床頭台利用料は室料に含まます

※2 床室については、個室として利用された場合

病室		室料	病室		室料
個室	410	5,170 円	※2 床室	405	8,470 円
個室	411	5,170 円	※2 床室	505	8,470 円
個室	510	5,170 円			
個室	511	5,170 円			

□ 保険外負担に関する事項（税込）

A 型肝炎	22,000 円
B 型肝炎	6,100 円
破傷風	3,200 円
狂犬病	16,810 円
日本脳炎	7,600 円
肺炎球菌	12,000 円
MR（麻疹風疹混合ワクチン）	11,700 円
ムンプス	6,500 円
水痘	9,000 円
帯状疱疹（50 歳以上対象）	22,000 円

法定健診	35 歳除く 39 歳以下	5,940 円
	35 歳及び 40 歳以上	11,165 円
生活習慣病健診		24,860 円
人間ドック（日帰り）		36,850 円
じん肺健診		3,850 円
有機溶剤健診	1 溶剤につき	5,500 円
特定化学物質健診	1 物質につき	3,850 円
船員健診	34 歳以下	5,280 円
	35 歳以上	10,450 円

普通診断書	健康診断書	和文 2,200 円 英文 5,500 円
	身体検査診断書	2,200 円
	休業診断書	2,200 円
	証明書（就労証明書）	1,100 円
	会社提出用診断書	2,200 円
死亡診断書		5,500 円 写し 2,200 円
その他診断書	交通災害共済診断書（市）	2,200 円
	交通事故診断書（警察提出用）	3,300 円
	身体障害者手帳交付診断書	普通 4,400 円
	身体障害者車椅子交付意見書	複雑 7,700 円
	保険会社診断書	5,500 円
	厚生年金診断書	普通 4,400 円 複雑 6,600 円
	自賠責保険後遺症診断書	普通 5,500 円
	国民年金・福祉年金診断書	複雑 7,700 円
	裁判用診断書（裁判に関係あるもの）	7,700 円
	面談料	30 分まで 5,500 円 30 分超えて 10 分ごと 1,100 円
支払証明書	1,100 円	

開示基本料金	5,500 円	
診療録の写し（コピー1 枚につき）	33 円	
画像コピー	一般撮影 CD-R コピー CT 撮影 CD-R コピー	1 回/日 2,200 円

床頭台利用料（テレビ利用料含む）	220 円/日
------------------	---------

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての「物費用の徴収」や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

届出事項に関する事項（詳細）

□ 情報通信機器を用いた診療に係る基準に関する事項

オンライン診療における初診時は、向精神薬の処方できません。

□ 機能強化加算に関する事項

当院は「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取組みを行っています。

- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- 受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います

厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関の検索ができます。

□ 医療情報取得加算に関する事項

マイナンバーカードの保険証としてのご利用に関し、次のような取組みを行っています。

- 当院ではオンライン資格確認を行う体制を整えております。
- 患者様同意の上、医師がオンラインで受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行うことができます。

正確な情報を取得・活用するためマイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

□ 医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

当院は質の高い診療および訪問看護を実施するため、オンライン資格確認等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

□ 在宅時医学総合管理料の注 15（施設入居時等医学総合管理料の注 5 の規定により準用する場合を含む。）及び在宅がん医療総合診療料の注 9 に規定する在宅医療情報連携加算に関する事項

連携する保険医療機関等において通院が困難な在宅で療養を行っている患者様の診療情報等について、ICT（情報通信技術）を用いて確認できる体制を連携して行っています。

【連携機関名】

周南ホームケアクリニック ・ 新町 PH 薬局 ・ 銀座薬局 ・ 代々木薬局 ・ 石丸薬局末武店 ・ のんびり村花岡

□ ニコチン依存症管理料に関する事項

当院では禁煙治療を実施しております。なお、病院敷地内は全面禁煙を実施しておりますので、ご協力お願いいたします。

□ 生活習慣病管理料Ⅱに関する事項

当院では患者様の状態に応じ、次のいずれの対応も可能です。

- 28日以上の長期の処方
- リフィル処方箋を発行すること

□ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する事項

当院では、看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しております。

1. 看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の勤務状況の把握等

- 勤務時間 週 38.5 時間
- 2 交代の夜勤に係る配慮
- 看護補助者の夜間配置

(2) 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議

- 管理運営会議 開催頻度年 2 回 参加人数 12 人

(3) 看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資する計画

- 計画の策定
- 職員に対する計画の周知（院内掲示）

2. 看護職員の負担軽減および処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

- 業務量の調整
- 看護職員と多職種との業務分担
- 看護補助者の配置
- 多様な勤務形態の導入
- 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
- 夜勤負担の軽減